

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	株式会社タクマ	兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33

2 入札参加資格停止措置期間 令和5年12月6日から令和6年1月5日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じずに同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反により、東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14号「不正又は不誠実な行為」に該当する。

「契約規程」

措置要件	期間
別表第4第14号 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内